

タ「ニ滿タサルトキハ拾億」ベセタ」ヲ超過、ル分ニ對スル準備ハ金四割
銀六割トス又流通高カ拾五億」ベセタ」ヲ超過スル分ニ對シテハ金五割
銀五割ナリトス

金準備ハ同國金貨外國金貨金塊及ヒ同行カ外國ニ有スル流通高ヨリ
成リ同國金貨ハ額面外國金貨ハ地金相場ニ依リ金塊ハ純金一「キログ
ラム」ニ付三千四百四十四」ベセタ」四四ノ割合ヲ以テシ又外國ニ在ル所
ノ金ノ流通高ハ一覽拂ニ限リ銀準備ハ法定貨幣即銀貨幣ニシテ銀塊
タルヘカラスト定メラル

銀行券發行高拾億」ベセタ」ヲ超過スルトキハ其超過分ニ對シテ税金ヲ
課セラル而シテ拾五億」ベセタ」以下ナルトキハ年二分ノ割合ニシテ拾
五億」ベセタ」ヲ超過スルトキハ年四分ノ割合タリ

銀行券ノ流通高及正貨在高 千九百八年十二月十九日分

流通高 一、六三二、二五九、〇〇〇^{ベセタ} 正貨在高 二九二、五〇六、〇〇〇^{ベセタ}
正貨準備ノ割合ハ八割五分六厘ニ相當セリ同日ニ於ケル金銀ノ割合

銀行券流通高

銀行券ノ額面

金、銀貨ノ在高

如何ハ之ヲ詳知セスト雖兎ニ角金準備ノ割合ハ甚タ少ナク銀準備ノ
割合ハ常ニ多額ヲ占ムト云フ斯ル有様ナルカ故ニ銀行券ノ價格ハ漸
次下落シ前述ノ如ク金ニ對シテ打歩ヲ要スル譯ナリ又同行カ發行ス
ル銀行券ハ壹千、五百、壹百、五十、二十五」ベセタ」ノ五種トス

全國金貨在高概算ハ我約壹億七千六拾萬圓ニシテ幾ント銀行ノ庫中
ニ存シ流通セルモノ少ナシ而シテ銀貨在高ハ我約參億四千七百四拾
萬圓ニシテ其内流通高ハ我約貳千五百萬圓ト算セラル

○手形 べセタ、佛貨法、英貨磅又ハ獨貨麻ニテ振出スヘシ

○印紙稅 千九百六年一月十三日馬德里土ニ於テ發布セラレタル條

例ニ依ルトキハ國內ニテ振出シ且ツ支拂フ所ノ爲換手形ハ左ノ印紙
稅割合ニ依ル

一〇〇、迄 ^{ベセタ}	〇・一〇 ^{ベセタ}	一〇〇、以上	二五〇、迄 ^{ベセタ}	〇・二五 ^{ベセタ}
二五〇、以上	五〇〇、迄 ^{ベセタ}	〇・五〇	五〇〇、以上	一、〇〇〇、迄
一、〇〇〇、以上	二、〇〇〇、迄	二・〇〇	二、〇〇〇、以上	三、〇〇〇、迄
				三、〇〇〇

三〇、〇〇〇以上	四〇、〇〇〇迄	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇以上	五〇、〇〇〇迄	五〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇以上	七〇、〇〇〇迄	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇以上	一〇〇、〇〇〇迄	一〇〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇以上	二〇〇、〇〇〇迄	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇以上	三〇〇、〇〇〇迄	三〇〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇以上	四〇〇、〇〇〇迄	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇以上	五〇〇、〇〇〇迄	五〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇以上	七五〇、〇〇〇迄	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇以上	一〇〇〇、〇〇〇迄	一〇〇〇、〇〇〇
一〇〇〇、〇〇〇以上	壹千ハ其端數ニ對シテ	一〇〇〇			

バスク州(Basque)ナツアルル州(Navarre)ニ於テ支拂ハルヘキ手形ハ無税トス

諸領收書諸證書(西班牙銀行ノ振出ス諸證書、指圖式小切手ヲ含ム)ハ前記印紙稅割合ニ據ル

期限六ヶ月以上ノ爲換手形ハ前表印紙稅割合ノ二倍トス

特定人拂若クハ持參人拂ノ小切手ハ左ノ印紙稅割合ニ依ル

二五、〇〇〇以内	〇・二〇	二五、〇〇〇以上	五〇、〇〇〇迄	〇・二五
五〇、〇〇〇以上	〇・五〇			

第貳拾四節 塞爾維亞(Servia)(王國)

複本位制 單位 一、デイナル(Dinar) 一〇〇 Paras (Paras)

金貨 二〇、デイナル 一〇、デイナル

金貨 二「デイナル」ノ純量目 四・四八

銀貨 五、デイナル 二、デイナル 一、デイナル 半、デイナル

五「デイナル」銀貨ノ純量目 三四七・二二八

一「デイナル」銀貨ノ純量目 六四・四三

青銅貨 五、バラ 二、バラ 一、バラ

品位 金貨九百位銀貨五「デイナル」モ亦九百位以下ノ銀貨ハ八百三十

羅甸同盟諸國
用ト同シ貨幣ヲ
ユ

貨幣鑄造發行
高

塞爾維亞國立
銀行

銀行券流通高
ト正貨準備

五位
法貨 ニツケル貨ハ五デイナル迄青銅貨ハ一デイナル迄法貨タリ
同國ハ土耳其ト同シク「ピアストル」貨ヲ用キタリシカ千八百七十八年
以降羅甸同盟諸國ト同シキ貨幣ヲ採用セリ「デイナル」ハ即チ佛貨一
法ニ均シ
千八百六十八年乃至千九百六年ノ貨幣鑄造發行高左ノ如シ

金貨 一〇、〇〇〇、〇〇〇^{デイナル} 銀貨 二〇、八三七、三四五^{デイナル}
白銅貨 三、六〇〇、〇〇〇^{デイナル} 青銅貨 二、一八四、六四五^{デイナル}
合計 三六、六二一、九九三

紙幣 塞爾維亞國立銀行(The National Bank of Serbia)ハ首府ベルグレード
(Belgrade)ニ在リ同國唯一ノ發行銀行タリ公稱資本金二千萬「デイナル」
拂込高六百五十萬「デイナル」ニテ發行制限額ハ正貨準備ノ二倍半ヲ限
度トナス

千九百七年十二月末同行銀行券流通高及正貨在高如左

流通高 三七、三六二、九二七^{デイナル}

正貨準備 金貨 一四、一〇五、八四二^{デイナル} 合計 二一、五四〇、八〇九^{デイナル}
銀貨 七、四三四、九六七

銀行券流通高ニ對スル金ノ割合ハ三割七分七厘銀ノ割合ハ一割七分
二厘ナリ

○手形 佛貨法、英貨磅又ハ獨貨麻ニテ振出スヘシ
滿期日ハ特ニ新曆ニ依ルコトヲ手形ニ記載セサルトキハ希臘曆(新曆
ヨリ十三日遅ル)ニ依ル

○印紙稅 塞爾維亞宛一覽拂小切手ハ印稅十「バラ」トス
手形ハ引受前ニ印紙貼用ヲ要ス
手形印紙稅ハ左ノ割合ニ依ル

一〇〇^{デイナル}迄 一〇〇^{デイナル}以上 二五〇^{デイナル}迄 〇^{デイナル}六六〇^{デイナル}
二五〇、以上 五〇〇^{デイナル}迄 一〇〇〇 五〇〇、以上 八〇〇、迄 二〇〇〇

第貳拾五節 羅馬尼亞 (Roumania) (王國)

三四二

金本位制 單位 一レウ (Leu) = 100 バニ (Bani)

金貨 20 (Leu) 10 (Leu) 5 (Leu)

金貨 2 (レウ)ノ純量目 4.48 (グレイブ)

銀貨 5 (Leu) 2 (Leu) 1 (Leu) 50 (Bani)

五レウ銀貨ノ純量目 347.228 (グレイブ)

一レウ銀貨ノ純量目 64.43 (グレイブ)

白銅貨 20 (Bani) 10 (Bani) 5 (Bani)

銅貨 2 (Bani) 1 (Bani)

品位 金貨九百位五レウ銀貨モ亦九百位其以下ノ銀貨ハ八百三十五位

法貨 銀貨ハ五十レウ迄銅貨ハ五レウ迄法貨タリ

左記外國金貨ハ左ノ割合ヲ法定價トス

英貨磅 25.22 (Leu) 佛貨二十法 20.00 (Leu)

獨乙二十麻貨 24.70 (Leu) 白耳義貨二十法 20.00 (Leu)

土耳其磅貨 22.70 (Leu) 瑞西貨二十法 20.00 (Leu)

埃國デユカット貨 11.75 (Leu) 伊太利二十リル貨 20.00 (Leu)

露貨 七留半 20.00 (Leu)

同國ハ千八百六十七年羅匈同盟諸國ト同一ノ貨幣制度ヲ採用シ來リシカ千八百九十年ニ至テ金貨單本位制ニ改メ九百位ノ銀貨ハ是ヲ定位貨幣ト爲セリ尙ホ近年白銅貨鑄造發行セラレ大ニ其流通ヲ見ルニ至レリ

千九百六年ノ鑄貨發行高ハ金貨參百萬レウ銀貨七百萬レウ白銅貨壹千七百萬レウナリ千九百七年ニ於ケル白銅貨鑄造發行高ハ壹千五拾萬レウトス

紙幣 羅馬尼亞國立銀行 (The National Bank of Roumania) (拂込資本金千貳百萬レウ)ニ依テ銀行券發行セラル發行額ノ四割ハ金準備タルヲ要シ在外金ハ其中ニ組入ル、コトヲ得而シテ其餘ハ割引手形ヲ以テ保證セラルヘキモノニテ同行ノ銀行券ハ法貨ニアラサルモ總テノ租稅ニ

上納スルコトヲ得

千九百八年十二月二十日ノ銀行券流通高及正貨在高如左

流通高 二六五、六七六、〇〇〇^{レイ} 正貨在高 一二七、三二二、〇〇〇^{レイ}

正貨準備ハ銀行券流通高ニ對シ四割七分九厘ニ當リ金銀貨ノ大部分ハ銀行ノ庫中ニ在リ又同國ニ於ケル重ナル通貨ハ同行銀行券ニシテ其額面ハ壹千壹百及二十^{レイ}ノ各種トナス

○手形 「レイ」佛貨法、英貨磅又ハ獨乙貨麻ニテ振出スヘシ

手形ハ滿期日ニ於テ二十四時間内ニ支拂人ニ呈示スルヲ要ス

拒絶證書ハ拒絶セラレタル日ニ之ヲ作成スヘシ

○印紙稅 羅馬尼亞ニテ振出シ外國ニテ支拂フ手形ニシテ期限三ヶ月以内ノ手形ハ手形金額ノ千分ノ一ノ半額即チ二千分ノ一トス

他ノ手形ニシテ期限六ヶ月以内ナルトキハ左ノ割合ニ依ル

壹千^{レイ}以上ハ各壹千^{レイ}又ハ其端數ニ對シテ 一〇〇〇

一〇〇〇

期限六ヶ月以上ナルトキハ手形金額ノ千分ノ二トス

第貳拾六節 伯爾加里亞 (Bulgaria) (公國)

複本位制 單位 一^レヅ (Lev) = 一〇〇^{ストキンキ} (Stokinji)

金貨 一〇〇^レヅ (Leva) 五〇^レヅア 二〇^レヅア 一〇^レヅア 五^レヅア

銀貨 五^レヅア 二^レヅア 一^レヅ 五〇^{ストキンキ}

白銅貨 二〇^{ストキンキ} 一〇^{ストキンキ} 五^{ストキンキ} 二^{ストキンキ} 一^{ストキンキ}

青銅貨 一〇^{ストキンキ} 五^{ストキンキ} 二^{ストキンキ} 一^{ストキンキ}

金貨二^レヅノ純量目 四・四八^{グレイン}

銀貨五^レヅア銀貨ノ純量目 三・四七^{グレイン}・二二八

一^レヅ銀貨ノ純量目 六四・四三

品位 金貨及五^レヅア銀貨ハ九百位其以下ノ銀貨ハ八百三十五位

同國ハ千八百九十三年羅甸同盟諸國ト同一貨幣ヲ採用シ前記各種ノ

ト同一貨幣ヲ
用ユ

金貨ヲ鑄造セシカ重ニ流通セルハ羅匈同盟諸國ノ鑄造ニ係ル二十法
貨及ヒ十法貨ニシテ土耳其貨モ亦流通シ居レリ白銅貨ハ近年銀貨ニ
代ツテ大ニ其流通高ヲ増加セリ

金、銀貨ノ在
高

全國ノ金貨在高ハ我約壹千四百四拾萬圓銀貨ハ我約六百四拾萬圓ト
算セラレ其大部分ハ銀行ノ手許ニ在ルモノト見做スヲ得ヘシ

政府紙幣

伯爾加里亞國
立銀行

紙幣 同國ニハ政府紙幣アリテ全部正貨準備ヲ要スト云フ又銀行券
ハ伯爾加里亞國立銀行(The Bulgarian National Bank)ニ依テ發行セラル其
資本金壹千萬「レヅア」ニテ全部政府ノ所有ニ係リ本店ハ「ソフキア」ニ在
テ支店五箇所ヲ有ス

銀行券ニ金券
銀券ノ兩種アリ

發行制限額ハ壹千參百萬「レヅア」ニシテ正貨準備ハ其四割以上ヲ要ス
又銀行券ハ金券銀券ノ兩種アリテ金、紙平價タリ銀券ハ千八百九十九
年十二月初テ發行セラレタルモノニシテ金、銀兩券ノ額面ハ左ノ如シ
金券 五百、壹百、五十、二十「レヅア」ノ各種
銀券 五百、壹百、五十、十、五「レヅア」ノ各種

○手形 「レヅア」佛貨法、英貨磅又ハ獨貨麻ニテ振出スヘシ

○印紙稅 小切手十「レヅア」以上

○〇〇「
スタキング

爲換手形壹百「レヅア」毎ニ又ハ其端數ニ對シテ 〇・一〇

第貳拾七節 土耳其 (Turkey) (帝國)

亞細亞土耳其ニ關シテハ既ニ亞細亞ノ部ニ記述セシヲ以テ就テ參照
セラレタシ而シテ茲ニ土耳其トハ歐羅巴土耳其及クリート島(Crete)ヲ
含ムト雖各其使用貨幣ヲ異ニセルヲ以テ第一第二ト區別シテ記スヘ
シ

第壹 歐羅巴土耳其

複本位制 單位 一ピアストル(Piastre)——四〇ハラス(Paras)

一〇〇ピアストル——一土耳其磅(Turkish Pound)(£.T.)又「リラ」(Lira)(實際
ハ銀貨ノ下落ニ由リ千八百八十年三月十三日一土耳其磅ハ一〇五
ピアストル四分ノ一ニ改正セラレ)

歐羅巴土耳其

種類	總量目	總量目	純量目
金貨	五〇〇、(五土耳其磅) 三六、〇八〇	五五六、七九九〇	五一〇、三九九〇
	二五〇、(二、半土) 一八〇、四〇〇	二七八、三九九五	二五五、一九九五
	一〇〇、(一土耳其) 七、二一六	一一一、三五九八	一〇二、〇七九八
	五〇、(二分ノ一) 三、六〇八	五五、六七九九	五一、〇三九九
	二五、(四分ノ一) 一、八〇四	二七、八三九九	二五、五一九九
銀貨	二〇、(ピアストル) 二四、〇五五	三七一、二二五三	三〇八、一一七〇
	一〇、同 一二、〇二八	一八五、六一二六	一五四、〇五八五
	五、同 六、〇一四	九二、八〇六三	七七、〇二九二
	二、同 二、四〇五	三七、一二二五	三〇、八一七
	一、同 一、二〇三	一八、五六二二	一五、四〇五八
	半、(ピアストル) 〇、六〇一	九、二八〇六	七、七〇二九
青銅貨	四〇、(バラス) 二〇、(バラス)	一〇、(バラス)	五、(バラス)
普通ノ青銅貨ノ外ニメタリック(Metallic)ト稱スル小錢アリテ相應ニ			

流通シ居レリ

品位 金貨九百十六位三分ノ二銀貨八百三十位

複本位制ノ採用

同國ハ千八百四十四年複本位制ヲ採用シタルモノニテ金銀比價ハ金

一土耳其磅ノ換算額

一ニ對シ銀十五・〇九五ノ割合ナリ

一土耳其磅ハ我邦ノ八圓八拾壹錢九厘五毛五五合衆國貨四弗三十九

仙六二〇六英貨十八志〇片十六分ノ十二、八六(約十八志〇片四分ノ三)

ニ當リ即チ十一土耳其磅ハ英貨約十磅ニ當ルヘシ

貨幣鑄造發行高

國內ニテハ種々ノ外國金貨通用スレトモ就中一般ニ通用セルモノハ

露貨及ヒ塊貨ナリトス

貨幣鑄造發行高 千八百四十四年以降千九百六年迄分(改鑄分ヲ含ム)

土耳其帝國銀行

金貨 四二、一二三、三二一 銀貨 一〇、五二二、六六五

青銅貨 一四八、〇二五

千九百七年ニ於ケル銀貨鑄造發行高 三〇、一一〇、〇〇〇

紙幣 土耳其帝國銀行(The Imperial Ottoman Bank)ニ據リテ銀行券發行

銀行券流通高
及正貨在高

セラル同行ハ千八百六十三年ノ設立ニ係リ英佛人ノ出資ヨリ成ル其
資本金壹千壹百萬土耳其磅ニシテ正貨準備ハ通例發行高ノ二倍ヲ有
シ重ニ金トス而シテ發行銀行券モ亦金券ナリ本店ハ首府君士坦丁堡
ニ在テ支店五十以上ヲ有セリ

同行銀行券流通高及正貨在高 千九百七年十月末分

流通高 一、三三三、一〇〇 土耳其磅 正貨在高 一、五六七、一〇〇 土耳其磅

亞細亞土耳其歐羅巴土耳其及クリート島ヲ合セ金貨在高ハ我約貳億
六千萬圓銀貨五千五百萬圓ト算セラル

○手形 英貨磅佛貨法又ハ獨貨麻ニテ振出スヘシ
恩惠日ハ之ヲ認メス

○印紙稅 小切手 二〇バラス

外國ニ於テ振出シ外國ニテ支拂フ手形ニシテ土耳其帝國内ニテ裏書
ニ依リ流通スルトキハ相當印稅ノ半額ヲ課セラル

組手形ニテ振出ストキハ其内ノ何レニテモ一通ニ印紙ヲ貼用セハ足

ル

爲換手形ハ其取引前ニ印紙貼用ヲ要ス

國內ニテ振出シタル爲換手形ニシテ若シ振出ノ際印紙ヲ貼用セサル
トキハ滿期日前ニ第一ノ裏書讓渡人ハ印紙ヲ貼用シ得ルモノトス但
此場合ニハ相當印紙稅ノ三倍ヲ要スヘシ

若シ第一裏書讓渡人カ印紙ヲ貼用セサリシトキハ次ノ裏書讓渡人ニ
於テ之ヲ負擔ス其割合如左

一〇〇 ヒフストラ 〇〇二五 ヒフストラ 一〇〇 ヒフストラ 一、〇〇〇、迄 ヒフストラ 五〇
一、〇〇〇、以上 二、〇〇〇、迄 一、〇〇〇 二、〇〇〇、以上 四、〇〇〇、迄 二、〇〇〇
四、〇〇〇、以上 六、〇〇〇、迄 三、〇〇〇

第二 クリート島

銀貨 五 ドラクマイ 一 ドラクマイ 一 ドラクマ 半 ドラクマイ

白銅貨 二〇 レプタ

青銅貨 一〇、レプタ 五、レプタ 二、レプタ 一 レプタ

クリート島

クリート銀行

同島ノ貨幣ハ總テ希臘ノ通用貨幣ニ同シク外國金貨ハ歐羅巴諸國ノ
 分ノ外其流通ヲ禁止シ居レリ
 紙幣 クリート銀行(The Bank of Crete)(資本金貨五百萬ドラクマ)ニ依リ
 テ銀行券發行セラル其設立ハ千八百九十九年ニシテ發行期間ハ三十
 箇年トス
 ○手形 英貨磅又ハ佛貨法ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

亞弗利加

埃及

第九章 亞弗利加 (Africa)

第壹節 埃及 (Egypt) (帝國)

金本位制 單位 一埃及磅(Egyptian Pound) (P.E.)又「リラ」(Lira) 一〇〇
 ピアストルス(Piastres) 一〇〇〇〇オチル、エル、グエ
 ルス(Och-el-guerches) 又「ミリエム」(Millieme) 四〇〇〇
 バラス(Paras)

種類	總量目	總量目	純量目
金貨	一、 八・五 ^{グラム}	一三二・一七五 ^{グレイン}	一一四・七七八 ^{グレイン}
補助貨幣	〇、五 二〇、ピアストル 二八 ^{グラム} 一〇、ピアストル 一四 五、ピアストル 七 二、ピアストル 二・八	四・二五 四三二・一〇六 ^{グレイン} 二一六・〇五三 一〇八・〇二七 四三・二二一	五七・三八九 三六〇・〇八七 ^{グレイン} 一八〇・〇四四 九〇・〇二二 三六・〇〇九

英貨磅ノ流通
ト其割合

埃及一磅金貨
ト換算額

三五四

一、ピアストル グラム 一〇・四
オチルエルグエルチエ

二、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

三、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

四、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

五、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

六、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

七、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

八、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

九、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

一〇、グレイン 一八〇〇・四
オチルエルグエルチエ

品位 金貨八百七十五位銀貨八百三十三位三分ノ一
 法貨 銀貨白銅貨青銅貨ハ皆補助貨幣ニシテ銀貨ハ二磅即チ二百ピアストル
 アストル「迄法貨タリ」

埃及磅金貨ハ多少其流通ヲ見サルニアラサルモ事實上英國ソヴェレイン貨重ニ通用セリ而シテ其法定割合ハ埃及貨ノ九十七ピアストル五トシ又巨額ノ銀貨及ヒ白銅貨流通シ居レリ

埃及一磅金貨ハ我九圓九拾壹錢六厘六毛合衆國貨四弗九十四仙三英貨一磅〇志三十二分ノ五ニ相當ス

英國ソヴェレイン貨ハ埃及貨九十八ピアストル四五佛國ナポレオン貨(二十法貨)ハ埃及貨七十八ピアストル〇六九七八獨貨二十麻ハ埃及貨九十六ピアストル三八二五ニ相當スヘシ然リ而シテ埃及政府ハ外

外國貨ニ對ス
ル税關價格

「コルレント」
ト「バラ」貨

國貨ニ對スル價格ヲ特定布告シ税關ヲシテ之ニ據ラシメ居レリ其割合ハ左ノ如シ

英國ソヴェレイン貨 ピアストル 九七・五〇 英國半ソヴェレイン貨 ピアストル 四八・七五

土耳其磅貨 八七・七五 舊帝國貨 七九・四五

佛國ナポレオン貨 七七・一五 佛國半ナポレオン貨 三八・五七五

乃チ埃及金貨カ英國ソヴェレイン貨佛國ナポレオン貨ニ對スル法定平價ト相違セルコトヲ知ルヘシ

外國銀貨モ亦同シク海關相場アレトモ實際ニハ行ハレ居ラスシテ商業取引ニハ其時相場ヲ以テ授受セラル他ニ「コルレント」(Comente)ト稱スル税關通貨アリテ内國ノ取引ノミニ使用セラル此通貨ハ毀損シタル「ピアストル」銀貨ニシテ割引ノ上通用ス又「バラ」(Para)ト稱スル貨幣ハ市場其他諸所ニ通用セリ而シテ二種ノ區別アリテ「ハ」(Fada)、「サ」(Fada Saqi)ト稱シ海關「ピアストル」ニ對スル割合四十ナリ「フ」(Fada Tarifa)ト稱スル分ハ八十トス

金本位ノ採用

ピアストル銀貨ト「マリヤテレサ」弗銀

當國カ金本位制ヲ採用セシハ千八百八十五年十一月十四日發布ノ法律ニ據リシモノニテ専ラ土耳其制度ト英國制度トヲ斟酌制定シタルモノナリ而シテ英磅貨ノ純量目百十三・〇〇一六ニシテ埃及一磅金貨ノ純量目百十四・七七八ナレハ乃チ埃及磅ハ英磅貨ニ比較シ稍々多量ノ金分ヲ含有セリ又二十ピアストル銀貨ノ總量目ハ二十八グラム純量目二十三・三三三ナルカ「マリヤテレサ」銀貨(Maria Theresa Thaler)ノ總量目二十八・〇六六八品位八百三十三位三分ノ一純量目二十三・三三八九ナルニ比シテ僅々ノ差違ニ過キス大體ニ於テ量目異ナラスト云フヲ得ヘキ歟又現今埃及ノ貨幣ハ英國「バーミングハム」ノ造幣局ニ於テ之ヲ鑄造セルモノニシテ金貨ノ在高ハ合衆國貨約壹億四千萬弗即チ我貳億八千餘萬圓ト算セラル、モ其多クハ銀行ノ庫中ニ保藏セラレ又銀貨ノ在高ハ合衆國貨約千五百萬弗即チ我參千餘萬圓ト註セラル

紙幣 埃及國立銀行(The National Bank of Egypt)其資本金參百萬磅ニ依リテ銀行券發行セラレ其種類ハ百、五十、十、五、一ノ各種埃及磅券及ヒ五

金貨銀貨ノ在高

發行銀行

英埃蘇丹

第貳節 英埃蘇丹 (Anglo Egyptian Sudan)

同國ノ貨幣ハ埃及ニ同シ

土耳其領トリポリ

第參節 土耳其領「トリポリ」(Tripoli)

複本位制 單位 「ピアストル」(Piastre)

同國ハ土耳其ノ管轄ニシテ其通貨ハ土耳其貨幣ニ同シク銀貨重ニ流通セリ又マリア、テレサ弗通用ス(亞細亞土耳其及ヒ埃及ノ部參照)
○手形 英貨又ハ土耳其ピアストルニテ振出スヘシ
○印紙稅 印紙稅法ノ施行ナシ

アビシニア帝國

第四節 「アビシニア」(Abyssinia) (帝國)

銀本位制 單位 「タラリ」(Talar) 又ハ弗 (Dollar) 一〇〇グエルチス
(Guelches) 又ハ「ピアストル」(Piastre) 一〇〇「ベサ」(Besa)

銀貨 一タラリ 半タラリ(一〇グエルチス)

四分ノ一タラリ(五グエルチス) 八分ノ一タラリ(二五グエルチス) 十六分ノ一タラリ(二五グエルチス)

銅貨 二、五「ベサ」(二分ノ一) 一、二五「ベサ」

「タラリ」ノ純量目三六〇・七六三品位八百三十五位即マリア、テレサ銀

マリア、テレサ銀貨

弗ノ純量目ヨリ少量タリ

同國ニ於テハ「マリア、テレサ」銀弗モ「タラリ」銀貨ト同シク法貨タリ「タラリ」銀貨ハ佛國巴里造幣局ニ於テ新ニ鑄造セラレタルモノニテ「アビシニア」諸都市ニテハ名義上マリア、テレサ銀弗ト同價格ヲ保タシメアリト雖田舎ニヨリテハ二割五分ヲ減價スル所アリ或ハ全ク受取サル場所モ往々アリ又今猶ホ物品交換モ行ハル、有様ナリト云フ
○手形 英貨佛貨又ハ伊太利貨ニテ振出スヘシ
○印紙稅 判明ナラス

伊領エリトリア

第五節 伊領「エリトリア」(Eritrea)

銀本位制 單位 「エリトリア」弗(Eritrean Dollar)

銀貨 總量目 純量目
一弗 二八・一二五〇〇 四二四・〇三五 三四七・二二八

一エリトレア
弗銀ノ量目

四分ノ一弗	〇弗二五	七〇 ^{グラム} 三二二五	一〇八 ^{グラム} 五〇八	八六 ^{グラム} 八〇七
十分ノ二弗	〇弗二〇	五・六二五〇〇	八六・八〇七	六九・四四五
十分ノ一弗	〇弗一〇	二・八一二五〇	四三・四〇三	三四・七二二

一エリトレア弗銀ノ總量目ハ二十八グラム一二五ナレトモ其純量目ハ二十二グラム五ナルヲ以テ乃チ伊太利ノ銀リル貨ノ純量目ニ均シク品位ハ八百トス

伊太利ノ幣制
採用

銀貨ノ鑄造發行高

同國ハ伊國殖民地タルカ故ニ其本國ノ幣制ヲ採用シタレトモ伊國ハ羅甸同盟國ノ一ニテ最早佛國五法銀貨ト同量ノ銀貨ヲ鑄造スルコト能ハサルヲ以テ一弗ノ量目二十五^{グラム}ヲ増加シテ二十八^{グラム}・一二五品位ヲ八百トシ純量目ヲ二十二^{グラム}五トナセリ即チ佛國五法銀貨ノ量目ト同シカラシメタルナリ

伊國造幣局ニ於テ鑄造シ「エリトレア」ニ於テ發行セシ各種銀貨ノ高壹千八拾七萬九千九百九拾五弗ニ達セリ又マリア、テレサ弗銀モ猶國內ニ流通シ居レリ

伊領ソマリ

- 手形 ハ英貨又ハ伊貨ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

第六節 伊領「ソマリ」(Somali)

「ソマリ」ハ亞弗利加ノ極東部ニ在リ伊太利ノ保護領ハ其内「ベナヂル」(Benadir) 海岸及ヒ内部ヨリ成リ貨幣ハ伊貨、エリトレア弗銀、マリア、テレサ弗銀行ハルヘシ

佛國保護領チ
ユニス

第七節 佛國保護領「チユニス」(Tunis)

複本位制 單位 一法(Franco)——一〇〇山(Centimes)

金貨 二〇法 一〇法

銀貨 二法 一法 五〇山 一〇山

佛國貨幣制度
ノ採用

青銅貨

一〇山

五山

二山

一山

三六二

チユニス國ハ佛蘭西ノ保護國ナルヲ以テ同國ノ貨幣制度ヲ採用シ千八百九十二年新法貨ヲ佛國ニ於テ鑄造シ之ヲ發行セリ
舊制度ニ據ル本位貨ハ金一ピアストル(Piastre)トス

一ピアストル——一六カラブス(Karabs)

一カラブ(Karab)——二フヘルヌ(Fels)——二^五/_六アスパ(Spars)——六^五/_六ブレン(Burbens)

舊金貨 一〇〇^{マルカ}

一五^{マルカ}

五^{マルカ}

舊銀貨

五、

四、

一、

〇、二五

〇、一二五

〇、〇六二五

舊銅貨

一、カラブ

一、フヘルヌ

舊金貨「ピアストル」ハ佛貨六十二山ニ計算セラレシカ新制度實施後百ピアストル金貨ハ佛貨六十法ト同價ニ五ピアストル金貨ハ三法ト同價ニ計算セラレ又佛貨五法金貨ハ八ピアストル三分ノ一ノ割合ヲ以テ通用セシムルコト、ナレリ

通用銀行券

紙幣 アルジェリア銀行(The Bank of Algeria)及ヒ佛蘭西銀行(The Bank of France)ニ於テ發行セル數種ノ銀行券通用セリ

○手形 佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ

○印紙稅 無稅トス

佛領アルジェ
リア

第八節 佛領「アルジェリア」(Algeria)

複本位制 單位 一法(Franc)——一〇〇山(Centimes)

金貨

一〇〇法

五〇法

二〇法

一〇法

五法

銀貨

五法

二法

一法

五〇山

二〇山

青銅貨

一〇山

五山

紙幣 アルジェリア銀行(The Bank of Algeria)(千八百五十一年ノ設立ニシテ資本金貳千五百萬法發行ノ銀行券行ハル而シテ其發行高壹億五千萬法ヲ超過スハカラサルコト、シ他ニハ佛蘭西銀行ノ銀行券流通

發行銀行ト發
行制限額

スヘシ
 同國ハ佛領ニシテ佛國ノ幣制ヲ採用セシモノナレハ量目其他ニ關シ
 テハ同國ノ部ヲ参照スルヲ可トス
 ○手形 ハ佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 詳ナラス

ソマリ海岸佛國保護領

第九節 ソマリ海岸佛國保護領 (Somali Coast)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 紅海バブ、エル、マンデブ海峽 (Strait of Bab-el-Mandeb) ニ面セル「ソマリ」海
 岸佛國保護領ハ千八百六十四年佛領ニ歸シ佛貨ハ勿論エリトレア弗
 銀、マリア、テレサ銀弗印度留比貨行ハルヘシ
 ○手形 佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 詳ナラス

佛領レユニオン島

第十節 佛領「レユニオン」島 (Reunion)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 馬達加斯加爾島ノ東部ニ在リ千六百四十九年佛領ニ屬シ貨幣ハ白銅
 貨ノ一法貨及ヒ五十仙貨行ハル
 紙幣 レユニオン銀行 (The Bank of Reunion) 千八百五十一年ノ設立ニシ
 テ資本金參百萬法ニ依リテ銀行券發行セラル而シテ其種類ハ百法ニ
 十五法及ヒ五法券ニシテ發行極度額ハ資本金ノ三倍迄トス
 ○手形 佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 佛國ニ同シ

發行銀行ト發行制限額

佛領メイヨット島
ト島コモロ諸

第十壹節 佛領「メイヨット」島 (Mayotte Island) 及

「コモロ」諸島 (Comoro Islands)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 以上ハ馬達加斯加爾島ト亞弗利加大陸トノ中間ニ在テ千八百四十三年佛領ニ歸ス同島ニハ元來留比貨行ハレシモ現今ハ佛國銀貨流通セリ
 ○手形 佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 詳ナラス

佛領馬達加斯加爾

第拾貳節 佛領馬達加斯加爾島 (Madagascar)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 銀貨 五法
 補助銀貨 二法 一法 五〇センチム 二〇センチム
 銅貨 一〇センチム 五センチム
 同島カ全ク佛國ニ歸セシハ千八百九十六年八月ノ布告ニ據ルモノニ

諸國銀貨ノ流通

切斷貨幣ノ引上

テ貨幣ハ伊太利五リル銀貨、白耳義及ヒ希臘ノ同等價格ノ貨幣前記銀貨ト共ニ流通ス僅小ノ取引ニハ銀貨ヲ切斷シテ小片ト爲シ秤量ニ依リテ計算セシカ是レ固ヨリ正式ニ非ラサレハ政府ハ銳意之方回收ニ着手シ此切斷セラレタル銀貨ノ重量三十「グラム」ヲ五法ノ割合ニテ買上ケ補助銀貨及ヒ銅貨トノ交換ヲ開始シ以テ切斷貨幣(Cut Money)ノ引上ヲ爲セリ

- 手形 佛貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

佛領コンゴ

第拾參節 佛領「コンゴ」(French Congo)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 佛領亞弗利加、コンゴ、自由國「カメルン」ノ間ニ介在シテ大西洋ニ面シ千八百八十四年佛領ニ歸ス而シテ其通貨ハ佛國銀貨トス
 ○手形 佛貨ニテ振出スヘシ

○印紙税 詳ナラス

佛領ダホメイ

第拾四節 佛領「ダホメイ」(Dahomey)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 同國ハ「トゴランド」ラゴス「北」ニゲリア「ノ間」ニ在テ千八百九十三年佛國
 ノ有ニ歸ス其通貨ハ佛國銀貨トス
 ○手形 ハ佛貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

佛領アイヴ
トリー、コース
ト

第拾五節 佛領「アイヴオリイ、ユースト」(The Ivory Coast)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山

此佛領ハ黄金海岸及「リベリア」ノ間ニ在テ千八百四十三年佛國ニ歸ス
 而シテ通貨ハ佛國銀貨行ハル
 ○手形 佛貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

佛領グイネア

第拾六節 佛領「グイネア」(French Guinea)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 此國ハ「シール、ラレオン」及「セネガル」ニ隣シ千八百四十三年佛國ニ歸ス
 而シテ佛國銀貨流通ス

佛領セネガル

第拾七節 佛領「セネガル」(Senegal)

銀本位制 單位 一法——一〇〇山
 此殖民地ハ「サハラ」及「グネア」ニ隣シ千八百八十年至ク佛領ニ歸ス而シ

テ通用貨ハ佛國銀貨トナス
○手形 佛貨ニテ振出スヘシ
○印紙税 詳ナラス

佛領上部セネガル及ナイゲ

第拾八節 佛領上部「セネガル」及「ナイゲル」(Upper Senegal and Niger)

銀本位制 單位 一法一〇〇山

此佛國殖民地ハ北ハ「アルジェリア」南ハ「アイヅオリイ、コースト」黄金海岸「トゴランド」「ダホメイ」等ニ境シ千九百四年「セネガムビヤ」及「ナイゲル」ニ地方ヨリ分離シテ一區域ヲ成セリ而シテ貨幣ハ佛國銀行ハル
○手形 佛貨ニテ振出スヘシ
○印紙税 詳ナラス

モロッコ帝國

第拾九節 モロッコ (Morocco) (帝國)

銀本位制 單位 一リアル(Ria)又ハ「ピアストル」(Piastra) 五〇〇セン
チモス(Centimos)

舊貨ハ左ノ如ク區別セララル

一 オキア(Okia)又ハ「オウンス」(Ounce) 四ブランキールス(Blan Keels)又ハ「ムズーナ」(Muzouna)
二 「フランキール」 六「フルース」(Flious)

種類	總量目	總量目	純量目
銀貨 一リアル	二五 ^{グラム}	三八五 ^{グラム} ・八〇九	三四七 ^{グラム} ・二二八
半リアル	一二・五	一九二・九〇四	一六一・〇七四
四分ノ一リアル	六・二五	九六・四五二	八〇・五三七
十分ノ一リアル(五〇セン)	二・五	三八・五八〇	三二・二一四
二十分ノ一リアル(二五セン)	一・二五	一九・二九〇	一六・一〇七

西班牙貨ノ流通

品位 一「リアル」ハ九百位他ハ八百三十五位トス
 銀貨一「リアル」ノ量目ハ佛國五法銀貨又ハ西班牙五「ペセタ」銀貨ノ夫レ
 ニ均シ故ニ半リアル貨ハ佛貨二法半、四分ノ一リアル貨ハ一法二五山
 ニ十分ノ二リアル貨ハ五十山ニ十分ノ二リアル貨ハ二十五山ニ相
 當スヘシ然レモ實價ハ銀塊相場ニ因リテ高低アリ又時期ニ依リテハ
 政府カ關稅ノ爲メ定メタル價格ノ三分ノ一位ナルコト往々アリト云
 フ尙ホ茲ニ注意スヘキハ「リアル」ヲ「ピアストル」ト稱スレトモ土耳其、ピ
 アストル貨ト異ルカ故ニ彼是混同スヘカラサルコト是ナリ
 同國タンジール(Tanger)ニ於テハ歐洲品ノ代金支拂ハ西班牙貨ヲ以テ
 ス「カサプランカ」(Casablanca)ニテハ佛貨多ク流通セス其他國內ニテハ
 自國貨廣ク通用セリ而シテ同國貨ハ政府ノ爲メ佛國、獨乙及ヒ英國ノ
 各造幣局ニ於テ鑄造セルモノナリ
 同國一般ニ通用スル貨幣ハ自國貨ノミナラス西班牙佛銀又ハ「ペセタ」
 貨ナリ佛貨或ハ英貨ノ如キハ其流通範圍甚タ狹シ而シテ「モロツコ」貨

リベリア共和

ト西班牙貨トノ交換比例ハ西班牙貨ニ對シテ百分ノ四十五位ノ打歩
 ヲ要ス即チ西班牙貨百弗ニ付「モロツコ」貨百四十五ノ割合ナリ
 舊貨タル「オキア」ニハ五「オキア」ニ「オキア」半壹「オキア」三分ノ二「オキア」ノ
 各種アリタルカ漸次回收セラルヘキモノナリ而シテ六「フルース」ノ價
 格ハ合衆國貨ノ約二仙ニ當レリ
 ○手形 ハ英貨又ハ佛貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 無稅トス

第貳拾節 リベリア (Liberia) (共和國)

銀本位制 單位 一弗(Dollar)——一〇〇仙(Cents)

種類	總量目	總量目	純量目
銀貨	五〇、仙	一二・五〇 ^{グラム}	一九二・九〇四 ^{グラム}
	二五、仙	六・二五	九六・四五二
			一七三・六一三 ^{グラム}
			八六・八〇五

合衆國幣制ノ採用

銅貨 一〇、仙 二、五^{グラム} 三^{グラム}・五八〇 一、仙 一、仙 三^{グラム}・七二二

三七四

同共和國ハ合衆國ト同一ノ幣制ヲ採用シタルモノニテ銀貨ノ量目ハ合衆國ノ補助銀貨ニ同シ計算ハ一般ニ合衆國ノ弗ヲ用ユレトモ自國貨ノ外ニハ英貨專ラ使用セラレ又同國ハ英國殖民地ナル「シールラ、レオン」佛領「アイヅオリイ、コースト」ニ隣接セルヲ以テ自然兩殖民地ノ通貨モ流通シ居レリ
紙幣 ハ政府ニ依リテノミ或制限額迄發行セラル
○手形 英貨又ハ合衆國貨ニテ振出スヘシ
○印紙税 詳ナラス

コンゴ自由國

第貳拾壹節

コンゴ自由國 (Congo Free State) (獨立國)

銀本位制 單位 一法(Franc) = 100山(Centimes)

種類	總量目	純量目
銀貨		
五、法	二五 ^{グラム} 三八五 ^{グラム} ・八〇九	三四七 ^{グラム} ・二二八
二、法	一〇〇 一五四・三三三	一二八・八六〇
一、法	五 七七・一六一	六四・四三〇
五〇、山	二・五 三八・五八〇	三三・二二五
青銅貨	一〇、山 五山 二山 一山	

品位 五法銀貨九百位其他各種銀貨八百三十五位

同國ハ固ト白耳義ノ支配ヲ受ケシカ貨幣モ亦白耳義ノ制ニ則リタルモノニシテ白耳義造幣局ニテ之ヲ鑄造供給セリ然レトモ實際金貨ハ鑄造セラル、ニアラスシテ前記ノ如ク各種ノ銀貨及ヒ青銅貨ノミ鑄

白耳義國ノ幣制採用

三七五

造セラレ其青銅貨ハ「コンゴウ」國土人或ハ清國人ノ慣習ニ由ル孔錢ナ
リ殊ニ上部「コンゴウ」ニ於テハ貨幣ノ代用物トシテ真鍮或ハ小形ノ貝
殻ヲ使用セラル、有様ニシテ同政府ハ白耳義國貨ト自國貨トノ割合
ヲ能ク保持シ居レリ又一法ハ我參拾八錢七厘合衆國貨ノ十九仙二九
ニ相當セリ

獨領東亞弗利加

第貳拾貳節 獨領東亞弗利加(German East Africa)

種類	單位	一留比(Ruppee)又ハ(Rupie)	一〇〇ヘルン(Heller)
銀本位制	單位	一留比(Ruppee)又ハ(Rupie)	一〇〇ヘルン(Heller)
種類		總量目	總量目
銀貨	二留比	一三三・三二一 ^{グラム}	三六〇・ ^{グレイン}
	一留比	一一・六六	一八〇、
	二分ノ一留比(半留比)	五・八三	九〇、
	四分ノ一留比(廿五ヘルレル)	二・九一五	四五、
青銅貨	一ヘルレル	二分ノ一ヘルレル(半ヘルレル)	四一・二五

印度留比銀貨ノ採用

品位 英領印度留比貨ト同シク九百十六位三分ノ二即チ十二分ノ一ナリ

此獨乙殖民地ハ英領東亞弗利加及ヒ葡領東亞弗利加ニ隣シ印度洋ニ面セル故ヲ以テ印度留比銀貨ヲ採用セシモノナラン同地方ニ於テハ金貨ハ未タ其必要ナキヲ以テ鑄造セラレス而シテ政府ハ前記各種ノ銀貨ヲ供給セルモノナラン歟

留比銀貨ノ價格

一留比貨ノ重量ハ印度留比貨ノ夫レト均シク總量目百八十「グレイン」純量目百六十五「グレイン」トシ又留比銀貨ノ價格ハ即チ銀塊相場ノ變動ニ因リテ高低アルヘキモノニテ近隣ナル英領モムバサ(Mombasa)ト同様ノ事情ノ下ニ在リ一留比ノ價格ハ我約參拾六錢五厘ニ相當セリ又印度留比貨ハ我六拾五錢ニ相當スレトモ是レ畢竟英貨十六片ト交換シ得ルカ爲ナリ

- 手形 獨貨又ハ英貨ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

獨乙保護領南
西亞弗利加

第貳拾參節

獨乙保護領南西亞弗利加 (German
South West Africa)

銀本位制 單位 一麻——一〇〇〇プフェンニング
同保護領ハ葡領西亞弗利加及ヒ英領喜望峯殖民地ニ接シ大西洋ニ面
セリ而シテ其貨幣ハ獨乙五麻銀貨ヲ初メ其以下ノ各種銀貨流通スヘ
シ

- 手形 獨乙貨麻又ハ英貨磅ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

獨乙保護領カ
メルン

第貳拾四節

獨乙保護領「カメルン」(Kamerun)

銀本位制 單位 一麻——一〇〇〇プフェンニング
此保護領ハ英領北「ナイジェリア」及ヒ佛領「コンゴ」ア間ニ在リ「グイネ

- ア「灣」ニ面ス而シテ其貨幣ハ獨乙銀貨五麻其他以下ノ各種銀貨流通スヘシ
- 手形 獨乙貨麻又ハ英貨磅ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

獨乙領トゴラ
ンド

第貳拾五節

獨乙領「トゴランド」(Togoland)

- 銀本位制 單位 一麻——一〇〇〇プフェンニング
- 此領地ハ英領殖民地黃金海岸及ヒ佛領「ダホメイ」ノ間ニ在テ「グイネア」
- 灣ニ面セリ而シテ其獨乙銀貨五麻以下ノ各種貨幣行ハルヘシ
- 手形 獨乙貨麻又ハ英貨磅ニテ振出スヘシ
- 印紙稅 詳ナラス

葡領東亞弗利加

第貳拾六節 葡領東亞弗利加 (Portugese East Africa)

同殖民地ハ千八百九十年七月獨乙ト千八百九十一年六月英國トノ協約ニ依リ葡領トナレリ其位地ハ英領「ロデシア」及ヒ英領「ナタル」ニ接シ印度洋ニ面セリ

- 金本位制 單位 一ミルレイス (Milreis) 一〇〇〇レイス (Reis)
- 一〇ミルレイス (一〇、〇〇〇レイス)
- 金貨 五ミルレイス (五、〇〇〇レイス)
- 二ミルレイス (二、〇〇〇レイス) 一ミルレイス (一、〇〇〇レイス)
- 銀貨 一ミルレイス (一、〇〇〇レイス)
- 五〇〇レイス 二二〇〇レイス 一〇〇〇レイス
- 白銅貨 五〇レイス
- 青銅貨 二〇レイス 一〇レイス 五レイス

葡領東亞弗利加
採用
印度留比貨ト
英貨ノ流通

金貨 一「ミルレイス」ノ量目品位九百十六位三分ノ二即十二分ノ十一
 總量目 一・七七三五^{グラム} 二七・三六九^{グラム} 純量目 二五・〇八八四三三三

銀貨 一「ミルレイス」ノ量目品位九百十六位三分ノ二
 總量目 二二五^{グラム} 二三八五・八〇九^{グラム} 純量目 三五三・六五八

銀貨 二「百レイス」ノ量目(品位八百三十五位)
 總量目 五^{グラム} 二七七・二六一^{グラム} 純量目 六四・四三〇

即銀貨二百「レイス」ノ總量目及ヒ純量目ハ佛貨五法銀貨ノ量目ニ均シク「百レイス」銀貨ノ量目モ亦之ニ準ス(葡萄牙參照)

同領地ハ千八百九十年七月獨乙ト千八百九十一年六月英國トノ協約ニ據リ葡國ニ屬セリ獨領東亞弗利加英領「ロデシア」及ヒ英領「ナタル」ニ接シ印度洋ニ面セリ而シテ本國葡萄牙ノ幣制ヲ採用シ葡萄牙ヨリ貨幣ヲ供給セルモ其流通額至テ僅少ナリ「モザムビク」(Mozambique)ニ於テハ印度留比銀貨專ラ通用シ同貨ニハ一割ノ輸入税ヲ課シ居レリ又「ロレンゾ、マルクス」(Lorenzo Marques)ニテハ英國ノ金銀貨重ニ流通セリ

葡貨ト英貨トノ法定平價ハ葡貨一「ミルレイス」ニ付、英貨四志五片十六ノ四五五英貨一磅ニ付、葡貨四ミルレイス五〇四ナレトモ本國ト同シク該殖民地ニ於テモ法定價ハ葡貨一「ミルレイス」ハ英貨四志五片英貨一磅ハ葡貨四半「ミルレイス」ト定メアリ即チ我貳圓拾六錢七厘ニ當ル然レトモ實際英貨一磅ニ對スル相場ハ約四「ミルレイス」七ニ當レリ同領地政府トノ取引ニシテ其高四半「ミルレイス」ヲ超過スルトキハ英貨ニテ支拂ヲ爲シ其殘餘ヲ葡貨ニテ支拂ヒ得ルモノトス

○手形 英貨又ハ葡貨ニテ振出スヘシ

○印紙税 四磅八志十一片以下

二〇レイス

二十二磅四志五片以下

一〇〇レイス

二十二磅四志五片以上ハ二十二磅四志五片毎ニ壹百「レイス」ヲ増ス

第貳拾七節 葡領アンゴラ (Angola)

金本位制 單位 一ミルレイス(Milreis) 一〇〇〇「レイス」(Reis)

同領地ハ大西洋ニ面シテ佛領「コンゴ」自由國、獨逸南西亞弗利加及北西「ロデシア」ニ界ス千八百八十六年「コンゴ」自由國及ヒ獨乙ト同年及ヒ九十一年佛國トノ條約ニ據リ境界ヲ定メタルモノナリ貨幣ハ葡貨ナルヘキモ英貨專ラ通用スヘシ(葡領東亞弗利加參照)

○手形 ハ英貨磅又ハ葡貨ニテ振出スヘシ

○印紙税 詳ナラス

第貳拾八節 葡領グイネア (Portugese Guinea)

金本位制 單位 一ミルレイス(Milreis) 一〇〇〇「レイス」(Reis)

同領地ハ「セネガムビア」(Senegambia) 海岸ニ在リ陸上ハ佛領ニ圍繞セラ

ル千八百八十六年五月十二日佛國トノ條約ニ據リ其境界ヲ定メタル
 モノニシテ附近ノ「ビスサゴス」群島(Bissagos)及ヒ「ボラマ」島(Bolama)モ葡領
 タリ貨幣ハ「アンゴラ」ト同シク葡貨タルヘク英貨モ亦法貨タルヘシ
 ○手形 ハ英貨又ハ葡貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

葡領セント、
トマス島
葡領プリンス
島

第貳拾九節

葡領セント、トマス島(St. Thomas Island)及プリンス島(Prince Island)

金本位制 單位 一ミルレイス(Milreis) 一〇〇〇レイス(Reis)
 此等ノ島嶼ハ佛國「コンゴ」ノ東方ニ在リ千九百年葡國ニ歸ス其貨幣
 ハ葡領「アンゴラ」葡領「グイアナ」ト同シク葡貨通用スルト同時ニ英貨モ
 亦法貨タルヘシ
 ○手形 ハ英貨又ハ葡貨ニテ振出スヘシ

○印紙税 詳ナラス

西班牙領カナ
リイ島
「リオ、デ、オ
ロ」
「アドラ
ル」
「リオ、ム
ニ」

第參拾節

西班牙領カナリイ諸島(Canary Islands)
 リオ、デ、オロ(Rio de Oro)アドラル(Ad-
lar)及リオ、ムニ(Rio Muni)

カナリイ諸島ハ亞弗利加ノ西北ニ「リオ、デ、オロ」及「アドラル」ハ「モロッコ」
 國ノ南ニ在リ「リオ、ムニ」ハ東ハ獨領「カメルン」南ハ佛領「コンゴ」國ニ境
 ス貨幣ハ西班牙銀貨及佛國銀貨行ハルヘシ
 ○手形 佛法貨又ハ西班牙貨ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

英國保護領
マリランド

第參拾壹節 英國保護領「ソマリランド」(Somali-land)

同地ハ千八百八十四年英國ノ保護ニ歸シ東ハ伊領「ソマリ」ニ西ハ「アビシニア」ニ接セリ而シテ貨幣ハ英貨印度留比銀貨、マリア、テレサ弗銀、エリトレア弗銀等行ハルヘシ

- 手形 ハ英貨ニテ振出スヘシ
- 印紙税 詳ナラス

英國保護領
東亞弗利加及
ユガندا

第參拾貳節 英國保護領東亞弗利加(British East Africa)及「ユガندا」(Uganda)

銀本位制 單位 一留比——一六アンナ——六四バイス——一九二バイ
 ——アンナ——四バイス(Pice)

印度留比銀貨
行ハル

一バイス——二バイ(Pie)

同地方ニ行ハル、貨幣ハ英領印度ニ行ハル、留比銀貨ニシテ一留比ノ總量目百八十グレイン純量目百六十五グレイン品位九百十六位三分ノ二ナリ

一留比ノ名義上ノ價格ハ我六拾五錢ニ相當スヘシト雖留比銀貨ノ實際ノ價格ハ一ニ銀塊相場ノ變動ニ由ルモノナレハ我カ約參拾六錢ニ當ルヘシ

- 手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
- 印紙税 詳ナラス

ザンジバル島
バムバ島
アミラント諸
島
シエイナエ
ル諸島

第參拾參節

英國保護領「ザンジバル」島 (Zanzibar)、「バムバ」島(Pemba)英領「アミラント」諸島(Amirante)及「シエイナエルス」諸島(Seychelles)

銀本位制 單位 一留比 一六アンナ 六四バイス 一九二バイ
 留比銀貨ノ外マリア、テレサ弗銀ハ自由ニ通用ス
 ○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
 ○印紙税 詳ナラス

英領マウリチウス島

第參拾四節 英領「マウリチウス」島(Mauritius)

同島ハ馬達加斯加爾島ノ東方五百哩ナル印度洋上ニ在リ素ト佛領タ
 リシカ千八百十年ノ條約ニ據リ新ニ英領ニ歸セルモノナリ
 銀本位制 單位 一留比(Ruppee) 一〇〇仙(Cents)
 銀貨 一留比 五〇仙 二〇仙 一〇仙
 青銅貨 五仙 二仙 一仙
 一留比銀貨ハ五十仙銀貨ト同等ニテ通用ス佛國カ同島ヲ管轄セシ時
 代ニ流通セシ二十仙及ヒ十仙銀貨ハ現今ニテモ猶ホ通用セリ尙ホモ

ムバナ「或ハ」ザンジバル」ト同シク同島ニ於テモ亦留比銀貨ノ相場ハ銀
 塊相場ノ高低ニ因リ變動アルヲ免レス
 ○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
 ○印紙税

五〇〇以下	一、〇〇〇迄	〇・一五
五〇〇以上	一、〇〇〇迄	〇・二五
一、〇〇〇以上	二、〇〇〇迄	〇・五〇
二、〇〇〇以上	三、〇〇〇迄	〇・七五
三、〇〇〇以上	四、〇〇〇迄	一・〇〇
四、〇〇〇以上	五、〇〇〇迄	一・二五
五、〇〇〇以上	七、五〇〇迄	一・八五
七、五〇〇以上	一〇、〇〇〇迄	二・五〇
一〇、〇〇〇以上	一五、〇〇〇迄	三・七五
一五、〇〇〇以上	二〇、〇〇〇迄	五・〇〇

二〇、〇〇〇以上

三〇、〇〇〇迄

四〇、〇〇〇迄

三九〇
七・五〇
一〇・〇〇

第參拾五節

英國保護領中部亞弗利加 (Central Africa)

銀本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

同保護領ハ千八百九十一年五月十四日ニ英國ノ保護領トナリ「ニアサ」湖(Nyasal)ニ擴レリ而シテ貨幣ハ英國銀貨青銅貨行ハルヘシ

○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ

○印紙稅 一覽拂爲換手形 一、片

他ノ爲換手形ハ左ノ割合ニ依ル

五、磅以下

一、片

五、磅以上

一〇、磅以下

二、片

一〇、以上

二五、磅以下

三、片

二五、以上

五〇、以下

六、片

五〇、以上 七五、以下 九、片 七五、以上 一〇〇、以下 一、〇〇〇
一〇〇、以上ハ百磅毎ニ又ハ其端數ニ對シテ 一、志

第參拾六節

英領ロデシア (Rhodesia)

金本位制 通貨 銀單位 一磅—二〇志—二四〇片

同領地ハ北ハ「コンゴ」自由國東北ハ葡領阿弗利加、獨領東亞弗利加、西ハ葡領西部亞弗利加ノ間ニ介在シ東部ニ在ルヲ北東ロデシヤ及ヒ西ニ在ルヲ北ロデシアト稱ス而シテ通用貨ヲ英國銀貨及ヒ青銅貨ト爲ス
○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
○印紙稅

五〇磅及其以下

六

五〇磅以上

一〇〇磅以下

一、〇〇

一〇〇 以上ハ百磅毎ニ又ハ其端數ニ對シテ

一、〇〇

小切手又ハ銀行宛一覽拂爲換手形

英領トランス
ヴァール

第參拾七節 英領「トランス、ヴァール」(Transvaal)

金本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

英杜戰爭ノ結果千九百年九月一日「トランス、ヴァール」ハ遂ニ英國ノ屬國トナリ其一部ハ「トランス、ヴァール」殖民地ニ他ノ一部ハ「オレンジ、リヴァール」殖民地トナル位地ハ南部亞弗利加ニ在テ世界最大金産國タリ貨幣ハ英國金銀貨青銅貨用キラル

○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ

○印紙税 一覽拂爲換手形 一、片

其他ノ爲換手形ハ左ノ割合ニ依ル

一〇磅及其以下	一、片	一〇、磅以上	五〇、磅迄	六、片
五〇磅以上	一〇〇磅迄	一、志	一〇〇、磅以上	一、志
			<small>ハ百磅毎ニ又ハ其端數ニ對シテ</small>	

英國保護領
ドチユアナランド

第參拾八節 英國保護領「ベチユアナランド」(Be-

chuanaland)

金本位制 通貨 銀單位 一磅—二〇志—二四〇片

同保護領ハ東ハ「トランス、ヴァール」殖民地ニ西ハ獨乙領南西亞弗利加殖民地ニ南ハ喜望峯殖民地ニ境ス其通用貨ハ英國銀貨、青銅貨トス

第參拾九節 英領「オレンジ、リヴァール」殖民地

(Orange River Colony)

英領オレンジ
リヴァール
地

金本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

通貨ハ「トランス、ヴァール」ト同シク英國金銀貨、青銅貨トナス

○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ

○印紙税

五〇磅及其以下
 六、片
 一〇〇磅以上ハ百磅毎ニ又ハ其端數ニ對シテ
 六、片
 小切手又ハ銀行宛一覽拂爲換手形
 一、片

三九四

第四拾節 英領「ナタール」(Natal)

金本位制 通貨 銀單位 一磅—二〇志—二四〇片
 此殖民地ハ亞弗利加ノ南部ニ在テ印度洋ニ面セリ其貨幣ハ英國ノ銀貨、青銅貨使用セラレ紙幣ハ「ナタール」銀行發行ノ銀行券流通ス
 ○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 各五十磅又ハ其端數ニ對シテ 三、片
 小切手及銀行宛一覽拂爲換手形 一、片

第四拾壹節 英領「バストランド」(Basutoland)

金本位制 通貨 銀單位 一磅—二〇志—二四〇片
 同殖民地ハ東ハ「ナタール」殖民地ニ北西ハ「オレンジ、リヅア」殖民地ニ南ハ喜望峯殖民地ニ隣ス其通貨ハ「ナタール」ト同シク英國銀貨及青銅貨トナス
 ○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ
 ○印紙稅 詳ナラス

第四拾貳節 英領喜望峯殖民地 (Cape of Good Hope)

金本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片
 同殖民地ハ亞弗利加ノ南端ニ在リ千六百五十二年蘭人ノ創開セシ所

ニシテ千八百十四年同殖民地及ヒ南米蘭領殖民地ヲ併セテ之ヲ英國ニ讓與セルニヨリ英國ハ其代償トシテ六百萬磅ヲ和蘭政府ニ支拂ヘリ同殖民地ニ於ケル貨幣ハ英國ノ金銀貨及ヒ青銅貨行ハル紙幣 二十磅十磅五磅一磅ノ各種銀行券數個ノ銀行ニ依リテ發行セラル而シテ其重ナル發行銀行ハ「スタンダード」銀行(The Standard Bank) (拂込資本百五十萬八千磅)及ヒ亞弗利加銀行(The Bank of Africa) (拂込資本百萬磅)ノ二行ナリトス

準備ハ證券ヲ大藏省ニ提供シ同省ヨリ紙幣ヲ受取ルコト恰モ合衆國國立銀行ニ於ケルト異ナラスシテ發行制限額ハ喜望峯殖民地ニ於テハ拂込資本金立金積ノ合計額ヲ超過スヘカラスシテ發行平均額ニ一分ノ發行稅ヲ課ス又杜蘭西瓦爾ニテハ發行制限額ハ拂込資本金ヲ超過スヘカラスシテ一定ノ準備金ノ最少限度ヲ標準トシ銀行券一枚ニ付一片ノ稅ヲ課スルモノトス

銀行券總流通高ハ左ノ如シ

千九百三年 一、一四九、〇〇〇磅
 千九百五年 一、〇五八、〇〇〇磅
 千九百七年 九一三、〇〇〇磅

南部亞弗利加殖民地ハ有名ナル產金地ニテ紙幣ノ需要ハ甚タ鮮ナク且ツ銀行條例ノ規定嚴重ナルト紙幣發行ニ依ル利益尠キトニ由リ隨テ多額ノ銀行券發行ヲ見ルコト能ハサルハ自然ノ勢ニシテ銀行ハ却テ銀行券流通高ノ數倍ニ當ル金貨ヲ保有シ居レル有様ナリトス

○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ

○印紙稅 五〇磅及ヒ其以下 六、片
 五〇磅以上一〇〇磅以下 一、〇〇〇
 一〇〇磅以上百磅毎ニ又ハ其端數ニ對シテ 一、〇〇〇

小切手及銀行宛一覽拂爲換手形

一、片

第四拾參節

英國保護領「ナイジェリア」(Nigeria)
及「ラゴス」(Lagos)

銀本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

此地方ハ千八百八十五年及ヒ九十三年ノ英獨條約并ニ千八百八十九年九十年及ヒ九十八年ノ英佛條約ニ依リ英領ニ歸ス「ラゴス」保護領南及ヒ北「ナイジェリア」ヲ包含シ東ハ獨領「カメルン」ニ北西ハ佛領「ダホメイ」ニ境ス

貨幣ハ英國銀貨、青銅貨通用シ銀貨ノ内三片貨特ニ需要セラレ小貝ノ如キモ土人間ニハ使用セラル然レトモ其流通ハ漸次減少シツ、アリ

- 手形 英貨ニテ振出スヘシ
- 印紙税 詳ナラス

第四拾四節

英領黃金海岸 (Gold Coast)

銀本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

同殖民地ハ東ハ獨領「トゴランド」ニ西ハ佛領「アイヴオリイ」海岸ニ接シ「グイネア」灣ニ面ス

此殖民地ニ於テハ英國銀貨ハ幾磅ニテモ法貨トシテ使用スルコトヲ得ヘク青銅貨ハ壹志ヲ限リテ法貨タリ又合衆國半弗銀貨ハ法貨ニアラサレトモ二志ノ割合ヲ以テ流通シ其高少額ニ過キス
左記外國金貨ハ法貨タルヲ得左ノ割合ヲ以テ法定價トナス

合衆國貨 二十弗貨

四磅二志 十弗貨

二磅一志

五弗貨

一磅六片 二弗半貨(四分ノ一弗)

十志三片

西班牙貨 一ドブロン貨(十六弗)

三磅四志 半ドブロン貨(八弗)

一磅十二志

佛蘭西貨 二十法貨

十五志十片

○手形 英貨磅ニテ振出スヘシ

英領シールラ、
レオン、
ガムビア

○印紙税 詳ナラス

四〇〇

第四拾五節

英領シールラ、レオン (Sierra Leone)
及ガムビア (Gambia)

銀本位制 單位 一磅—二〇志—二四〇片

同殖民地ハ南ハ「リベリア」共和國ニ北ハ佛領「グイネア」ニ接シ大西洋ニ
面ス又「ガムビア」ハ佛領「セネガル」ニ隣シ千八百八十八年十二月獨立殖
民地トナレリ

同殖民地ニテハ鄰國佛領トノ貿易ノ關係ニ由リ佛國五法銀貨及ヒ小
銀貨重ニ通用ス又英國ノ銀貨及ヒ青銅貨モ行ハル然レトモ紙幣ハ發
行セラレス

○手形 英貨磅又ハ佛貨法ニテ振出スヘシ

○印紙税 詳ナラス

最新
世界各國貨幣 畢

四〇一

附 錄

各國本位貨別表

國 名	本 位	單 位
亞細亞		
日本	金	圓 〓 一〇〇錢 〓 一、〇〇〇厘
韓國	金	圓 〓 一〇〇錢
關東州	金	圓 〓 一〇〇錢 〓 一、〇〇〇厘
西比利亞	金	留 ^{ルビ} 〓 一〇〇コペツク
支那	銀	圓 〓 一〇〇錢 〓 一、〇〇〇厘
香港	銀	弗 〓 一〇〇仙
比律賓	金但通貨銀	ペン 〓 一〇〇センチボ
英領北ボルネオ	銀	弗 〓 一〇〇仙

國名	本位	單位
蘭領東印度	銀	フロリン 1100 仙
佛領印度支那	銀	商業ピアストル 1100 仙
暹羅	金但通貨銀	銖 100 仙
海峽殖民地	同	海峽弗 1100 仙
緬甸	同	留比 116 アンナ 1192 バイ
ブータン	同	同
ネパール	同	同
錫蘭	同	留比 1100 仙
佛領印度	同	法 1100 センチム
英領印度	同	留比 116 アンナ 1192 バイ
ボカラ	銀	タンガ
キヅア	銀	ランガ
阿富汗尼斯坦	銀	留比 116 アンナ 1192 バイ

二

國名	本位	單位
彼斯	金但通貨銀	トマン 110 クラン
オーマン	銀	マリア、テレサ弗
英領亞丁	金	磅 110 志 1124 0 片
亞細亞土耳其	銀	ピアストル 1140 バラ
英領サイプラス島	金但通貨銀	ピアストル
濠洲及大洋洲		
濠洲	金	磅 110 志 1124 0 片
獨乙領大洋洲諸島	金	麻 1100 プフェンニグ
新西蘭	金	磅 110 志 1124 0 片
布哇	金	弗 1100 仙

三

國名 本位 單位

北亞米利加

アラスカ 金 弗||一〇〇仙

加拿陀 金 弗||一〇〇仙

ラブラドル 金 弗||一〇〇仙

ニューファウンドランド 金 弗||一〇〇仙

島 金 弗||一〇〇仙

合衆國 金 弗||一〇〇仙

墨其西哥 金但通貨銀 弗||一〇〇仙

四

中央亞米利加

英領ホンデユラス 金 弗||一〇〇仙

グアテマラ 金但通貨不換紙幣 ペン||一〇〇仙

ホンデユラス 銀 ペン||一〇〇仙

國名 本位 單位

ニカラガ 銀但通貨不換紙幣 ペン||一〇〇仙

サルヴァドル 金但通貨銀 ペン||一〇〇センチボ

コスト、リカ 金 コロン||一〇〇センチモ

巴拿馬 金但通貨銀 パルボア||二ペン||二〇〇センチモ

南亞米利加

哥倫比亞 金但通貨不換紙幣 ペン||一〇〇センチボ

ヴェネズエラ 銀 金但通貨銀 ボリヴァル||二〇〇センチボ

ボリヰキア 金 金但通貨銀 ボリヰキアノ||一〇〇センチボ

エクアドル 金 シュクル||一〇〇センチボ

英領グイアナ 金 磅||二〇志||二四〇片

和蘭領グイアナ 銀 フロリン||一〇〇山

五

國名	本位	單位
佛領グイアナ	銀金	法 \parallel 一〇〇山
ユルグエイ	金但通貨銀	ペソ \parallel 一〇〇山
伯刺西兒	金但通貨不換紙幣	ミルレイス \parallel 一、〇〇〇レイス
秘魯	金	リブラ \parallel 一〇ソール
智利	金但通貨不換紙幣	ペソ \parallel 一〇〇山
バラグエイ	金但通貨不換紙幣	ペソ \parallel 一〇〇山
亞爾然丁	金但通貨不換紙幣	ペソ \parallel 一〇〇山
西印度諸島	金	弗 \parallel 一〇〇仙
玖島	金	弗 \parallel 一〇〇仙
ハイテイ	金但通貨不換紙幣	グールド \parallel 一〇〇山
サント、ドミンゴ	金	弗 \parallel 一〇〇仙

國名	本位	單位
ジャマイカ	金	磅 \parallel 二〇志 \parallel 二四〇片

歐羅巴

英國	金	磅 \parallel 二〇志 \parallel 二四〇片
ジブラルタル	金	同
マルタ島	金	同
丁抹	金	クローネ \parallel 一〇〇オール
瑞典	金	同
那威	金	同
露西亞	金	留 \parallel 一〇〇コベック
芬蘭	金	マルクカ \parallel 一〇〇ペンニ
和蘭	銀金	フロリン \parallel 一〇〇仙

國名	本位	單位
獨乙	金	麻 一〇〇プフェンニグ
白耳義	銀金	法 一〇〇山
ルクセムバーク	銀金	法 一〇〇山
瑞西	同	同
伊太利	同	リラ 一〇〇山
サンマリノ	銀	同
希臘	銀	同
佛蘭西	銀	法 一〇〇山
モナコ	同	同
奧地利匈牙利	同	クロネ 一〇〇ヘルレル
モンテネグロ	銀	同
アンドルラ	銀	法 一〇〇山
葡萄牙	銀	同
	金但通貨不換紙幣	ミルレイヌ 一、〇〇〇レイヌ

國名	本位	單位
西班牙	銀金	ペセタ 一〇〇山
塞爾維亞	同	ダイナル 一〇〇バラ
羅馬尼亞	金	レウ 一〇〇バニ
伯爾加里亞	銀金	レヅ 一〇〇ストキンキ
歐羅巴土耳其	銀金	ピアストル 四〇バラ
クリート島	銀金	ドラクマ 一〇〇レフタ

國名	本位	單位
亞弗利加	金	磅 一〇〇ピアストル
埃及	同	同
英埃蘇丹	同	ピアストル
トリポリ	銀	タラリ 二〇グエルチ
アビシニア	銀	同

國名	本位	單位
伊領エリトリア	銀	弗
伊領ソマリ	同	弗
佛領ソマリ	同	法 一〇〇山
チュニス	銀	法 一〇〇山
アルジェリア	銀	法 一〇〇山
レユニオン島	銀	法 一〇〇山
メイヨット島 コモロ諸島	銀	同
馬達加斯加爾島	銀	同
佛領コンゴ	同	同
佛領ダホメイ	同	同
佛領アイゾオリイ、 コー	同	同
佛領グイネア	同	同
佛領セネガル	同	同

一〇

國名	本位	單位
佛領上部セネガル及ナイ ゲル	同	法 一〇〇山
モロッコ	銀	リアル 五〇〇センチモ
リベリア	銀	弗 一〇〇仙
コンゴ自由國	銀	法 一〇〇山
獨領東亞弗利加	銀	留比 一〇〇ヘルレル
獨乙保護領南西亞弗利加	銀	麻 一〇〇プフェンニグ
獨乙保護領カメルン	同	同
獨乙領トゴランド	同	同
葡領東亞弗利加	金	ミルレイス 一、〇〇〇レイス
西班牙領カナリイ諸島	銀	ペセタ 一〇〇山
リオデ、オロ アドラル	銀	留比 六四バイス 一九二バイ
英國保護領ソマリランド	銀	同
英國保護領東亞弗利加及 ユガンダ	同	同

一一

國名	本位	單位
英國保護領ザンジバル島	銀	同
同 同	銀	同
同 同	銀	同
同 同	銀	同
英國保護領中部亞弗利加	銀	磅 \parallel 二〇志 \parallel 二四〇片
英國ロデシア	金但通貨銀	同
英國トランスヴァール	金	同
英國保護領ベチユアナラ ンド	金但通貨銀	磅 \parallel 二〇志 \parallel 二四〇片
英國ナタール	金但通貨銀	同
英國バストランド	金但通貨銀	同
英國喜望峯殖民地	金	同
英國ナイジエリア及ラゴ ス	銀	同
英國黃金海岸	銀	同

國名	本位	單位
英國シールラ、レオン及ガ ムビア	銀	磅 \parallel 二〇志 \parallel 二四〇片

以上

正誤表

頁數	行數	誤
三	一一	ラム
五	九	二十五
六	九	銀行ノ次海外ノ上
八	一	騰
八	八	「割合トス」ノ次ニ
九	五	上欄
九	五	韓國
九	五	韓國ノ次
九	一一	「所ナリ」ノ次ニ

正

グラム
二十五日
()ヲ爲スヘシ
騰
「又金地金ニ對シテハ當分手数料ヲ徵收セサルモノトス」ヲ加フ
「日本保護國」ヲ削除ス
朝鮮
(日本保護國)ヲ削除ス
「而シテ終ニ四十三年八月二十九日ノ「公布ニ據リ同國ハ日本ニ合併セラレ朝鮮ト稱ス」ヲ加フ

頁數	行數	誤	正
一〇	一〇	五五六	〇五六
一五	一〇	Kantung	Kwantung
一八	三	鑄元局	銅元局
二二	八	「トス」ノ上ニ	「通例」ノ二字ヲ加フ
二二	九	廣ノ次	「通例」ノ二字ヲ削除ス
二三	一〇	一〇〇、七五	一〇一、七五
二九	四	當拾六錢	當拾大錢
四一	二	參百七拾四グレイン	參百七拾四グレイン四
四三	七	五〇〇〇弗ノ次ニ	「每ニ」ノ二字ヲ加フ
四四	三	一〇〇〇レイス	一、〇〇〇レイス
四五	五	〇、八二五九二	〇、八二五九二 ^{グラム}
四六	三	白銅貨	「白銅貨」ノ三字ヲ削除ス
四六	一〇	五拾ト拾トノ間ニ	「二拾」ヲ加フ

四八	七	Lingear	Lingga
五三	九	板銀一六ネンノ次ニ	「ヲ加フ
五四	一	量目四百八十二グラム	量目二百三十六グレイン
六四	一二	五「センチム」	五「センチム」
六四	一三	十二行ノ次ニ一行ヲ加フ	内地子形千法ニ付十二「センチム」ノ割
六五	五	一〇〇レイス	一、〇〇〇レイス
六七	六	ニクユルリアンノ次ニ	「ヲ加フ
六八	一二	壹アンナノ次ニ	「ヲ加フ
六八	一三	十二行ノ次ニ一行ヲ加フ	壹アンナ「一二」バイ
八〇	八	二千五百留比以上壹萬留比以下 二千五百留比毎ニ及ヒ其端數ニ 對シテ	壹萬留比迄ハ貳千五百留比毎ニ又ハ其端數ニ 對シテ
八〇	一〇	五千留比以上參萬留比以下ハ五 千留比毎ニ及ヒ其端數ニ對シテ	參萬留比迄ハ五千留比毎ニ又ハ其端數ニ對シ テ
八二	一二	壹萬留比以上參萬留比迄及ヒ其 端數ニ對シテ	參萬留比以上ハ壹萬留比毎ニ又ハ其端數ニ對 シテ
八四	五	半ダイネア	半グイネア
八四	一〇	壹ダイナル	壹、〇〇〇ダイナル

頁 數 行 數

九一	六	誤	貳百八拾グラム六六八
九三	七	我九拾七錢六厘參毛「壹	貳百八拾グラム六六八
九五	七	十二斤	我九拾七錢六厘參毛壹七五
九九	一	五〇磅迄 一、	十二片
一〇一	二	一〇 <small>グイネツ、フフエンゲ</small>	五〇磅迄 一志
一〇一	六	左記外國貨ハ法貨トシテ	此一行ヲ削除ス
一一四	四	通用ス	Tutuila
一一八	四	千弗ノ上ニ	五千弗ヲ加フ
一一九	二	屬ス	同シ
一二二	三	金本位制	跛行本位制
一二五	八	American Trade Dollar	American trade dollar
一三七	一四	Banco Agricola Hipotecario	Banco Agricola Hipotecario
一六三	二	複本位制	跛行本位制

正

九一	六	貳百八拾グラム六六八
九三	七	我九拾七錢六厘參毛壹七五
九五	七	十二片
九九	一	五〇磅迄 一志
一〇一	二	一〇 <small>グイネツ、フフエンゲ</small>
一〇一	六	此一行ヲ削除ス
一一四	四	Tutuila
一一八	四	五千弗ヲ加フ
一一九	二	同シ
一二二	三	跛行本位制
一二五	八	American trade dollar
一三七	一四	Banco Agricola Hipotecario
一六三	二	跛行本位制

一六三	一三	六〇〇以上〇、一五
一六四	五	金本位制
一七六	三	銀參〇四壹
一九三	六	金本位制
一九四	二	同
一九四	一〇	同
一九九	二	一覽拂爲替手形ノ下ニ
二〇五	一〇	留比價
二〇七	二	(Great Britain)ノ下ニ
二〇八	二	十二行ノ次ニ下ノ一行ヲ
二一四	一〇	「クラウン」ノ次ニ
二五一	七	獨乙帝國
二五九	四	Reichs Bank
二六六	四	一・

一六三	此一行ヲ削除ス
一六四	跛行本位制
一七六	銀參〇、四壹
一九三	跛行本位制
一九四	同
一九四	同
一九九	「一片」ヲ加フ
二〇五	留比價
二〇七	(帝國)ヲ加フ
二〇八	ニフロリン <small>總量目</small> 三・三〇五 <small>純量目</small>
二一四	ニ「フロリン」ヲ加フ
二五一	「帝國」ノ二字削除
二五九	Reichsbank
二六六	一・

頁數	行數	誤	正
二六六	一〇	五〇仙	五〇仙
同	一〇	二・五仙	二五仙
同	一一	一〇仙	一〇仙
同	一四	十三・二七	十三・二七
二七二	五	金錢貨	金銀貨
二八四	一一	一法	一リラ
二八五	一	一リル	一リラ
二八五	二	一法	一リラ
二八七	九	金準	金準備
三〇一	五	四四四山	四四山四
三〇八	一〇	定メ	「定メ」ノ二字削除
同	一一	之	銀行券
三一	一一	ニノ次ニ	「依」ノ一字ヲ加フ

三二五	一四	十三行ノ次ニ下ノ一行ヲ加フ	裏書讓渡ノ二回目ヨリ其度毎ニ二百「クロイネ」ニ付ニ「クロイネ」ノ割合トス
三三三	一一	上欄ノ「制貨」	制度
三七六	五	五行ノ次ニ下記ニ行ヲ加フ	〇手形 ハ佛貨ニテ振出スヘシ 〇印紙税 詳ナラス
三七九	八	其	「其」ノ一字削除
三八〇	七	一〇ミルレイスノ上ニ	「金貨」ノ二字ヲ加フ
三九六	一〇	立金積	積立金
三九六	一二	標準トシノ次ニ	「且」ノ一字ヲ加フ
附録 一	六	韓國	朝鮮

明治四十三年九月二十日印刷
明治四十三年九月廿五日發行

正價金貳圓五拾錢

著作者兼
發行者

奧田操

東京府豊多摩郡千駄谷町八
百三十八番地

印刷者

小林武之助

東京市日本橋區兜町二番地

印刷者

東京印刷株式會社


東京市日本橋區兜町二番地

賣捌所

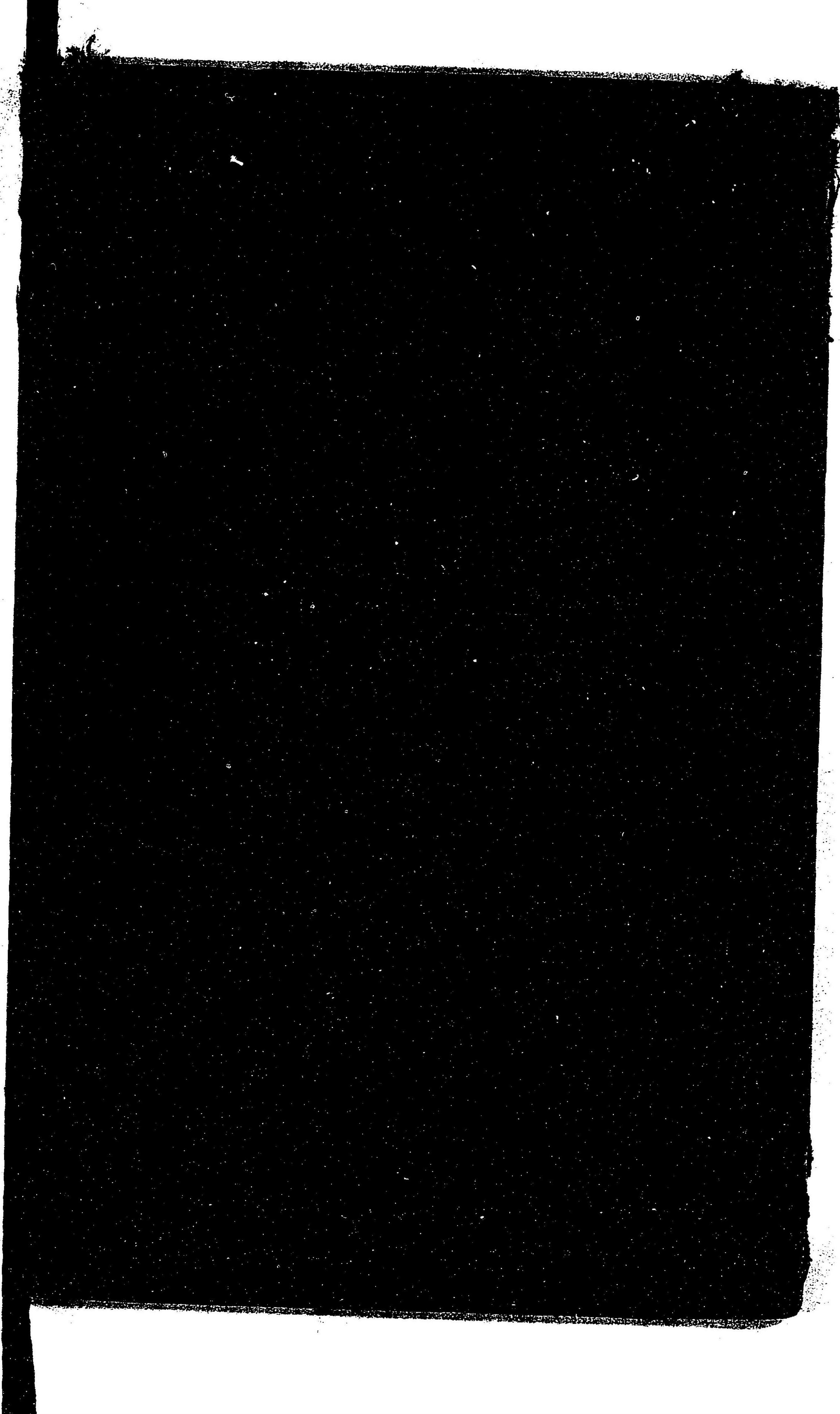
合名會社 東京經濟雜誌社

東京市京橋區彌左衛門町七
番地





335
3



335
3

041106-000-7

335-3

最新世界各国貨幣

奥田 操/著

M43.9

BDF-0264

